

仕 様 書

この仕様書は、愛媛県立しげのぶ特別支援学校第6教棟及び渡り廊下エレベータ修繕業務について規定する。

1 業務名

愛媛県立しげのぶ特別支援学校第6教棟及び渡り廊下エレベータ修繕業務

2 業務内容

愛媛県立しげのぶ特別支援学校（以下、「学校」という。）の第6教棟及び渡り廊下に設置してある日本オーチス・エレベータ社製エレベータについて、下表に示す部品の取替修繕を行う。

なお、取替修繕において取り付ける部品は、新品もしくは新品と同等の性能及び耐用年数を有するものに限る。

【取替部品】

対象	品名等	数量	単位
第6教棟	制御基板 (IFB)	1	個
	リレーパネル (LB)	1	個
	リレーパネル (UDX)	1	個
	戸開閉制御基板 (BDCB)	1	個
	ドア位置検出センサー	1	個
	位置検出用フォトセンサー	3	個
渡り廊下	制御基板 (IFB)	1	個
	リレーパネル (LB)	1	個
	リレーパネル (UDX)	1	個
	戸開閉制御基板 (BDCB)	1	個
	ドア位置検出センサー	1	個
	位置検出用フォトセンサー	3	個

3 業務期間

契約の日から令和7年3月26日まで

4 実施要領

- (1) 受注者は、契約後、業務計画（修繕内容、方法、設置機器、スケジュール等）を作成し、内容に問題がないことを学校へ確認すること。
- (2) 受託者は、更新する機器の調達や人員の確保等を適切に行い、本業務の執行にあたっては、学校と連絡を取り合い、教育活動への影響が最小限となるように細心の注意を払うこと。

5 支給品

なし（先に示した取替部品、消耗品、雑材料、工具、その他業務に必要な器材、物品等は受注者で調達すること。）

6 一般事項

- (1) 業務は、必要に応じ学校職員の立会を受けて実施すること。
- (2) 業務の実施については、学校の業務に支障のないよう事前に学校と協議するものとする。
- (3) 本仕様書の内容に疑義が生じたときは、学校と協議のうえ実施する。

7 保証

業務完了後、この業務に起因する不具合が生じた場合は、受注者は速やかに無償修復を行うこと。

8 特記事項

この仕様書に記載されていない事項であっても、軽易な作業で施設の管理保全及び事故防止上、学校が必要と認めた作業は、契約金の範囲内においてこれを実施するものとする。